

# 第4回 高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会

## 議事要旨

1. 日 時 平成19年10月19日(金) 12:00～13:30

2. 場 所 独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 会議室

3. 出席者 委員 宮本委員長、山内委員、市川委員、岡原委員、小澤委員、加納委員

### 4. 議事概要

議題1 東日本高速道路株式会社からの助成金交付申請における経営努力要件適合性の認定について、事務局より説明した後、費用の縮減の内容が助成金交付における経営努力要件に適合するとの意見をいただいた。主な意見は以下のとおり。

申請された工法の取り扱いについて

- ・ 機構がイニシアティブをとって、このようなコスト縮減工法を速やかに他社に伝達し、採用を促す等の対応をしていく必要があるのではないか。(委員)

申請された工法の耐久性について

- ・ これまで実施してきた従来工法において、引き抜いた全ての既設支柱の材質等をチェックしているが、損傷あるいは腐食等による劣化は全く見受けられず、その機能を十分に有していることから、今回の嵩上げ工法も従来工法と同等の耐久性を有していると認識している。(東日本高速道路株式会社)

経営努力による費用の縮減額の算出方法について

- ・ 助成対象基準額(従来工法)と予定価格(新しい工法)を比較して経営努力による費用の縮減額を算出しているが、助成対象基準額及び予定価格は、積算基準等に基づく仮想の数字でしかなく、費用の縮減額の算出については、例えば精算額を反映させる等、いろいろな方法、考え方があるので、整理する必要がある。(委員)
- ・ 助成対象数量については確定した精算の施工数量を用いているが、単価については積算単価を用いており、従来工法と新しい工法それぞれの積算単価の単価差をもとに費用の縮減額を算出している。仮に、新しい工法での落札率を考慮した契約単価を用いて算出すると、縮減額の中に落札差金の一部が含まれることになり、縮減額が拡大する。一方で、助成対象基準額(従来工法)に今回の落札率を考慮する考え方もある。(機構)
- ・ 従来工法に落札率を考慮するにしても、新しい工法での落札結果による落札率しかないので、従来工法で施工する場合の落札率は予測不可能である。(委員)
- ・ 落札率の取り扱いについては、削減したはずのコストが、落札率が低かったという理由でその分だけ割

り引かれてしまうということは一般的な民間のしくみでは考えられない。落札差額が会社の利益になるのであれば話は別だが、その落札差額分は経営努力として認められないことから、経営努力による費用の縮減額に落札率は乗じないという整理でよいのではないか。(委員)

- ・費用縮減インセンティブ助成をさらに推進していくという観点から、落札率は乗じないという考え方でよいのではないか。(委員)
- ・落札率の取り扱いについては、落札率を乗じないということで、縮減額の算定ルールの中に盛り込むこととする。(委員)

引き続き、議題2 会社の経営努力による費用の縮減の認定方法について、事務局より説明した後、了承を得た。

- ・協定変更において、債務引受限度額あるいは助成対象基準額を見直す場合、あらかじめ認定されている経営努力があれば、それを担保することも容易であり、その都度、申請、認定したほうがよい。義務ではないが、工事の途中段階において認定をすることにより、多数の助成申請がなされ、結果的にコスト縮減につながるものと期待している。(機構)

以 上